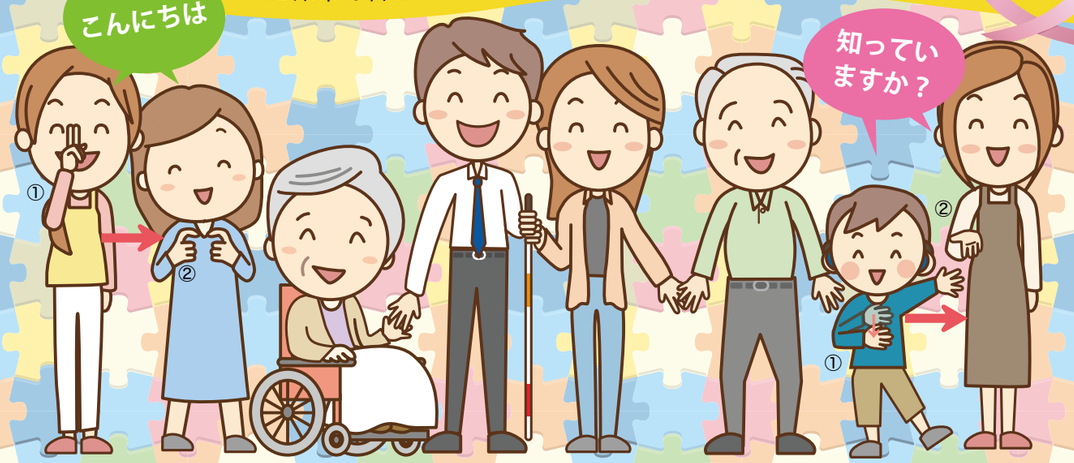
障がい福祉だより

vol.2

佐世保市の障がい福祉のとりくみについてご紹介します。



（①『知っている』）（②『（です）か？』）

「ひきこもり」とは・・・

厚生労働省の定義では、ひきこもりとは様々な要因の結果として、社会的参加を回避し、原則的には６ヶ月以上にわたって、おおむね家庭にとどまり続けている状態をいいます。

当事者や家族だけで悩んだり、抱え込まず早めに相談機関に相談しましょう。

こんな悩みはありませんか？

- 不安な事がいっぱいで何から手をつけていいのかわからない
- 生活するお金がなくて困っている
- まず一歩を踏み出したい
- 同じ体験をしている仲間と出会いたい
- 仲間と趣味を共有したい
- 居心地のよい場所をみつけたい
- 進学や就職をしたい
- 不安や緊張をやわらげたい
- 人との関わり方を学びたい
- 情報や知識を得たい
- 就職活動のやり方を学びたい

相談機関

佐世保市障がい福祉課
☎0956-24-1111
佐世保市高砂町 5-1

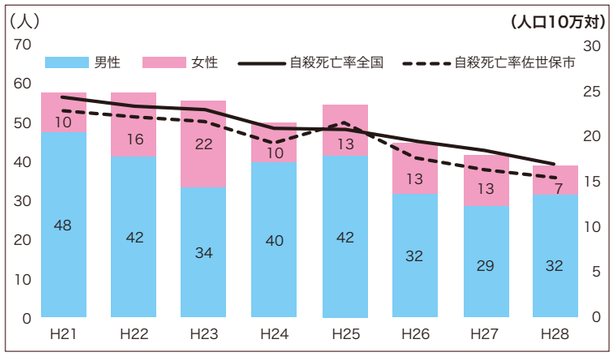
社会福祉協議会
☎0956-23-0265
佐世保市八幡町 6-1

フリースペース ふきのとう
☎0956-25-6222
佐世保市京坪町 8-1 ２階

させぼ若者サポートステーション
☎0956-25-3490
佐世保市松浦町 2-21 ２階

自殺対策

１．佐世保市の自殺死亡率と自殺死亡者の推移



※厚生労働省人口動態統計から抜粋し集計

自殺者数は年々減少しているものの、交通事故死亡者と比較すると４～５倍高い状況が続いています。年齢別では 50 代男性、70 歳以上の男性高齢者の自殺死亡率が高い状況となっています。

自殺対策については、平成 28 年 (2016年) ４月施行の改正自殺対策基本法ですべての市区町村で自殺対策計画の策定が義務付けられました。このことを踏まえ、佐世保市でも保健・医療・福祉・教育・労働・民間団体等様々な分野の機関や団体の方々と連携を図り、自殺対策に取り組んでいきます。

2. ゲートキーパーとは

ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人のことで、「命の門番」とも位置づけられる人のことです。自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤立・孤独」を防ぎ、支援することが重要です。

障がい福祉課では地域のグループや企業、学校など様々な団体にゲートキーパー養成講座を実施しています。講座を希望される方は、社会教育課または障がい福祉課へお問い合わせください。

4 月 2 日は「世界自閉症啓発デー」です

2007 年 12 月の国連総会において、全世界の人々に自閉症を理解してもらう取組を進めるため、毎年 4 月 2 日を「世界自閉症啓発デー」とすることが決議されました。

日本でも、毎年、世界自閉症啓発デーの 4 月 2 日から 8 日までの１週間を「発達障害啓発週間」として、自閉症をはじめとする発達障がいについて広く啓発する活動を行っています。

知っておきたい発達障がい

発達障がいは脳機能の発達に関する生まれつきの障がいです。発達障がいのある人は、他人との関係づくりやコミュニケーションなどがとても苦手な人が多いです。一般的な常識や暗黙のルールが理解できずに、行動や態度が「自分勝手」とか「変わった人」「困った人」と敬遠されたり、同じ失敗の繰り返しから、本人の努力不足と誤解されがちです。しかし一方では優れた能力が発揮されている場合もあり、周りから見てアンバランスな様子が理解されにくく、生きづらさを抱えている人も少なくありません。

大人の発達障がいは知的な遅れがなく、むしろ高学歴の人が多いという特徴があります。子どもの頃には気づかれなかったり目立たなかったのですが、就職、結婚、育児など社会に出てからコミュニケーションがうまくいかなかったり、対人関係でトラブルを起こすなど、社会生活の中で問題が表面化し、相談する場合が増えています。

発達障がいの種類

●自閉スペクトラム症	社会性とコミュニケーションの苦手さがあります。 感覚に対しての過敏さや鈍感さも見られます。
●ADHD （注意欠如多動症）	不注意・多動・衝動性のコントロールが難しい状態です。
●学習障がい	知的な障がいはないのですが、読む・書く・計算するなど特定の事柄が苦手です。

障がい福祉だより
vol.2　2019 年 4 月特集号

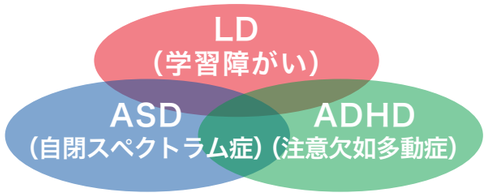
〒857-0042 佐世保市高砂町５－１
佐世保市保健福祉部障がい福祉課
TEL:0956-24-1111（代表）　FAX:0956-25-2281
ホームページ : http://www.city.sasebo.lg.jp/
メール : syogai@city.sasebo.lg.jp

知っておきたい発達障がい

発達障がいの症状は人それぞれです

特性の現れ方は人によって違います。

複数の障がいが重なって現れることもありますし、程度や年齢、生活環境によっても症状は違います。発達障がいは多様であることをご理解ください。



気づくことの大切さ

大人になって発達障がいに気づく人は、仕事が長続きしなかったり、対人関係の問題で悩み困っている場合が多いです。社会での生きづらさが原因でうつ病やひきこもりなどの二次的な問題が出てくる場合もあるため、気づいた時にはまず関係機関に相談しましょう。

また、家族や職場など周囲の理解と環境調整などサポートが必要となります。

相談先

○佐世保市障がい福祉課
☎0956-24-1111

○長崎県発達障害者支援センター しおさい
☎0957-22-1802（諫早市）

障がいのある方の人数

障がい者手帳には、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の３種類があります。

本市の身体障害者手帳所持者数は、13,906 人、療育手帳保持者数は 2,707 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は 2,484 人です。また、本市の特定疾患医療受給者証所持者数は、2,270 人となっています。（H30.3.31 現在）

障がい者の福祉就労について

障がいがあるために、企業などでの一般就労が難しい場合、「福祉就労」として障害福祉サービスにて訓練を行い、一般就労へのステップアップを目指すための支援を受けることができます。

就労継続支援Ａ型	→	雇用契約に基づいて、就労訓練の支援を受けます。 最低賃金以上の給与が保障されます。
就労継続支援Ｂ型	→	雇用契約ではない、就労訓練の支援を受けます。 利用者には工賃が支払われます。
就労移行支援	→	一般就労に向けた訓練を受けます。 利用期間は原則２年以内です。

※障害福祉サービスの利用には「サービス等利用計画」が必要です。

※佐世保市のホームページに「就労支援佐世保ガイドブック」を掲載していますのでご活用ください。

【相談先】佐世保市障がい福祉課
各相談支援事業所

障がい児通所支援サービスについて



障がいのある児童を対象としたサービス

児童発達支援※1、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援※2などがあります！

放課後等デイサービスとは？

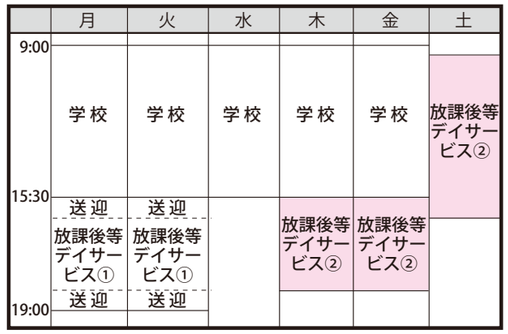
・児童福祉法による障がいのある児童を対象としたサービスです。

・放課後や休日、長期休暇等を利用して、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

【対象児：以下のいずれかに該当する 18 歳までの就学中の方】
- 医師の意見書、診断書のある方
- 障がい者手帳を取得している方
- 特別児童扶養手当対象の方

※1 児童発達支援は未就学児対象のサービスです。　※2 保育所等訪問支援は保育園や学校に支援員が訪問するサービスです。

放課後等デイサービスの利用例



- 放課後等デイサービスを実施する事業所は、市内に約 30 ヶ所（H30.12 現在）あります。
- 事業所によって、利用できる曜日や時間、送迎の有無が異なります。
- 利用する放課後等デイサービスは対象児に合わせて１ヶ所でも複数ヶ所でも通所可能です。
- 利用料は原則としてサービス費の１割と、おやつ代等の実費が必要です。ただし、所得に応じて上限月額が設定されています。

ご利用までの流れ

①相談支援事業所へ相談（利用計画の作成）

市が指定した相談支援事業所が市内に２５ヶ所 (H30.12 現在) ありますので、その中から事業所を選びご相談ください。

※事業所の一覧は、市のホームページや障がい福祉課の窓口に設置しています。
放課後等デイサービスを実施する事業所によっては、事前の見学が可能なところがあります。相談支援事業所または直接利用する予定の放課後等デイサービス事業所へご相談ください。

②作成した利用計画を市へ申請し、「通所受給者証」を受け取る

相談支援事業所を通じて申請してください。
市で決定後、「通所受給者証」を交付します。
受給者証は相談支援事業所を通して受け取ります。

③利用する放課後等デイサービスと契約を結び利用開始

希望する曜日や時間について相談後、契約を結び利用開始となります。



【相談先】佐世保市障がい福祉課
各相談支援事業所